**穴水町従業員雇用維持支援事業支援金に係る**

**宣誓・同意書**

　穴水町従業員雇用維持支援事業支援金の交付を申請するにあたり下記の内容について宣誓又は同意します。

記

１　交付対象者の要件を満たしていること

（１）穴水町内に本社・本店のある中堅企業者（資本金の額又は出資の総額10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下の会社又は個人事業者）又は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条で規定する中小企業者若しくは個人事業者であること。

（２）令和2年8月1日以前から事業収入（売上） を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

（３）令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年1月から支給申請する月の前月の間で、1か月あたりの収入金額が前年同月比で30%以上収入が減少している月があり、国の持続化給付金もしくは穴水町中小企業等緊急対策支援金事業支援金の支給を受けた者であること。

（４）令和2年8月1日以前より、週20時間以上勤務する労働者を1人以上雇用しており、申請日以降も6ヶ月以上雇用する見込みであること。

２　不交付要件に該当しないこと

（１） 国の持続化給付金もしくは穴水町中小企業等緊急対策支援金事業支援金の支給を受けた後、事業の継続をやめた法人又は個人事業者

（２）法人税法別表第1に規定する公共法人

（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年7月10日号外法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

（４）町税等の滞納がある者、若しくは担当課と納付について協議を実施し、納税等に関する計画を適正に履行していない者

（５）宗教上の組織若しくは団体

（６）政治団体

（７）既に穴水町従業員雇用維持支援事業支援金の支給を受けた者

（８）（１）から（７）までに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する者

３　申請書類記載事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと

４　町の関係書類の提出依頼、経営状況のヒアリング、アンケート調査等に応じること

５　不正受給が判明した場合には、規定に従い支援金の返還等を行うこと

６　穴水町暴力団排除条例（平成23年穴水町条例第13号）第2条第3号に該当しないこと

７　穴水町従業員雇用維持支援事業支援金交付要綱に従うこと

８　穴水町従業員雇用維持支援事業支援金交付申請の内容の審査にあたり、町税務課で保有する町税の納付状況及び従業員の情報について、この支援金の担当課の職員が確認すること

年　　　月　　　日

穴水町長

事業所名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞